

産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループ（第2回）-議事要旨

日時：平成26年3月14日（金曜日）10時00分～12時00分

場所：経済産業省別館3階 310省庁共用会議室

出席者委員

委員

松本座長、大淵座長代理、沖野委員、奥邨委員、角委員、後藤委員、角田委員、道垣内委員、早川委員、山本委員、横山委員

起草者

市川弁護士、伊藤弁護士、稲益弁護士、井口弁護士、上沼弁護士、高木弁護士（※「高」は「はしごだか」、宮澤准教授、村尾弁護士、森弁護士、山内弁護士、吉澤弁護士

オブザーバー

宮井消費者庁取引対策課課長補佐、菊地文化庁著作権課課長補佐、望月経済産業省文化情報関連産業課課長補佐

事務局（情報経済課）

佐脇課長、山西課長補佐、岡本係長

議題

- 開会
- 討議
 - 電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案について
 - 今後の検討課題について
- 今後の予定
- 閉会

議事概要

1. 開会

IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの公開等について、事務局から資料2を用いて説明を行い、全会一致で了承された。

2. 討議

（1）電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案について

事務局及び起草者から資料3及び4を用いて説明を行い、続いて討議が行われ、委員から以下の意見が出された。

- 「確認措置」と認められない可能性がある例にも、図をつけたほうが、ユーザーにとって分かりやすいのではないか。
- 確認措置に関する問題は、特定商取引法第14条第1項及び省令第16条第1項とも関連していると思われる。
- 未成年者に詐術が認められるケースというのは、かなり例外的ではないかと見ている。未成年者の年齢等のいろいろな要素を総合的に考慮に入れて詐術が認められるのだとすると、その点は本文に取り込む必要があるのではないか。
- 未成年者は制限行為能力者の中でも要保護性が高いとされるものであり、その基本姿勢を書いておけば、判断が慎重になされることがより伝わるのではないか。
- 意思能力の判断について、「小学校高学年程度」という年齢については、再検討をお願いしたい。

- デジタルコンテンツの定義で、CDやDVDに入っている場合は対象にしないとしているのに、CD等を購入する場合について書くと分かりづらいのではないか。
- デジタルコンテンツ利用契約の捉え方について、賃貸借のようなタイプのものとして考えるのか、売買と同じように考えるのか。
- ストリーミングとダウンロードについて、賃貸借や売買という有体物中心の発想になっているが、基本的にはライセンスのような話なので、有体物と平行で議論することと、無体物への翻訳とをうまくやっていただきたい。
- 事業者が故意又は重過失によりシステムの不具合を生じさせた場合に損害賠償責任を負う旨の記載は、特約がある場合のものであることを書くべきではないか。

今回の意見を踏まえ、事務局において改訂案に所要の修正を加えることとなった。

(2) 今後の検討課題について

事務局から資料5を用いて説明を行った。

3. 今後の予定

事務局から資料6を用いて説明を行った。

関連リンク

[IT活用ビジネスに関するルール整備ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務情報政策局 情報経済課
電話：03-3501-0397
FAX：03-3501-6639

最終更新日：2014年9月26日